

幌延町医療職員養成修学資金貸付制度のご案内 ～医療従事職員向け無利子貸付、保健師・助産師借入修学金相当貸付制度～

幌延町は、医療・福祉環境の充実を図るため、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、准看護師を養成する学校や養成所に在学（進学希望）する方で、将来、町職員として医療業務に従事しようとする方を対象に修学資金を無利子で貸し付けています。また、人手不足が続く保健師と助産師に限り、町から貸し付けを受けず就業した場合など、修学期間をさかのぼって貸し付ける「遡及貸付制度」も平成30年に加わりました。いずれも貸付期間と同じ期間働くことで返済は免除になります。貸付対象は次のとおりです。

対象職種	上限金額（月額）	貸付期間	就業猶予（養成施設卒業後）	返還免除条件	遡及貸し付け
医師	10万円	正規修学期間	1年以内	卒業後1年以内に資格を取得し、速やかに町職員として貸付期間と同じ期間在職した場合	
薬剤師・診療放射線技師 臨床検査技師	5万円		3年以内		
保健師・助産師	10万円		1年以内		○
看護師	10万円		1年以内		
准看護師	6万円		1年以内		

※貸し付けは町の機関に就業予定がある場合に限りです。期間は養成施設の正規の修学期間のうち、貸し付けが決定された月から卒業までです。養成施設の退学、傷病などの理由で就学が困難と認められたとき、卒業後1年以内に医療職員の免許を取得し、免許取得後速やかに町職員として医療業務に従事しなかったときは、貸付金を返還していただきます。

お問い合わせ先：住民生活課 生活環境係 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

令和7年度幌延町奨学生募集について

幌延町教育委員会では、令和7年度に高等学校・専修学校の専門課程（専門学校）及び短大・大学（大学院）へ進学される方を対象に奨学生を募集します。

貸付を希望される方は、現在通っている学校の学校長と相談のうえ、教育委員会へお申し込みください。

●募集期間

令和7年2月1日～令和7年3月31日

※上記募集期間外であっても随時受け付けておりますので、総務学校係までご相談ください。

●貸付額

月額5万円以内

●貸付資格

申請日現在において幌延町民若しくは、幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校より進学する予定または進学した生徒であること。

●償還方法

奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内において町長の定めるところにより償還するものとする。

※所定の学校又は教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が、貸付期間の2倍（10年を限度とする。）を超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができる。ただし、勤務先が町外であっても同様の扱いとする。

●提出書類

①奨学資金貸付申請書 ②身上申告書 ③成績証明書

④申請者の住民票抄本 ⑤健康診断書

※①、②の用紙については、幌延町教育委員会に用意しておりますが、町のホームページからもダウンロードできます。

町HP URL：<https://www.town.horonobe.lg.jp/www4/section/edu/le009f0000000i03.html>



お問い合わせ先：幌延町教育委員会 総務学校係 電話 5-1117